

京都地方裁判所
平成28年度憲法週間行事

民事調停体験

「自転車にぶつけられた私……どないしたらよろしいの？」

「簡易裁判所の民事調停はどうですやろ？」 を開催しました。



全国の裁判所では、憲法の花神や司
法の機能を国民の皆様に考えていただ
くために、毎年五月に憲法週間行事を
実施しています。京都地方裁判所では、
平成二八年五月二八日(土)に**民事調停体験**を
開催し、一六名の方に御参加いただきました。

一 簡易裁判所の手続と民事調停の特徴

裁判所職員が、簡易裁判所での手続案内の場面
と、第一回調停期日の場面の劇を演じました。

手続案内の場面では、劇をご覧

いただくことで、簡易裁判所の四
つの手続(民事訴訟・少額訴訟・
民事調停・支払督促)の特徴につ
いて御理解を深めていただきました。

また、第一回調停期日の場面で
は、民事調停の期日の様子の一メ
ージをつかんでいただきました。



二 模擬調停

今回のメインイベントです。

お子様からお年寄りまで、皆さ
ん熱心に見てはりましたわ～



二 模擬調停

今回のメインイベントです。
参加者の皆さんに、民事調停の当事者役になっていただき、三つのグループに分かれて第二回調停期日の手続を体験してもらいました。様々な御意見が出ましたが、最終的には当事者双方が納得できる結論を出すことができました。



三 法廷の見学

京都地裁で一番大きな法廷である一〇一号法廷を見学していただきました。裁判官が法廷で着用している「法服」を着ての記念撮影も行いました。



皆さんが納得できる話し合い
ができて良かったですわ～



参加者の方からは、「当事者役として参加させていただき、他の参加者と議論できたことが良かったです。」、「民事調停がどのようなものなのか良く分かりました。」などの御感想をいただきました。簡易裁判所の手続についてにお知りいただく良い機会になったと思います。
御参加いただいた皆様、ありがとうございました。

京都地方裁判所事務局総務課広報係